

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
第23条5項（事業報告等）に基づく、
事業所 郵船コーディアルサービス(株)（阪神支店）の情報提供

①派遣労働者の数

58 名

②派遣先の数

14 社

③マージン率

17 %

上記マージンから当社が支出する費用

- ・健康保険料（事業主負担分）
- ・厚生年金保険料（事業主負担分）
- ・雇用保険料（事業主負担分）
- ・労災保険料（全額）
- ・年次有給休暇・特別休暇分の賃金
- ・一般健康診断および人間ドック費用
- ・一部（通勤交通費、賞与、諸手当、退職金）
- ・教育訓練費用
- ・福利厚生サービス加入費用
- ・給与振込手数料
- ・適性検査費用
- ・事業所運営費用

④労働者派遣に関する料金の平均額（8時間）

21,010 円（特定派遣並びに一般派遣全ての平均）

⑤派遣労働者の賃金の平均額（8時間）

17,365 円（特定派遣並びに一般派遣全ての平均）

⑥教育訓練に関する事項（2024年度）

イ) YCS 2024年度研修一覧に明細明記

ロ) e-ラーニング（PC、経理、語学、マナー etc）

⑦その他

- ・健康保険組合契約保養所・フィットネス利用可（健康保険被保険者）
- ・福利厚生サービス「BENEFIT STATION」加入
（旅行・レジャー・スポーツ・スキルアップ・グルメ等各種サービス利用可）
- ・派遣先社内行事スタッフ参加費用負担

⑧労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労使協定の締結の有無：有

協定の有効期間の終期：2026年3月31日

労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：すべての派遣労働者

集計期間

2024年4月1日 ～ 2025年3月31日